

大選帝侯の政治遺訓

——絶対君主の自己認識——

鈴木直志

はじめに

フリードリヒ・ヴィルヘルム大選帝侯は、後のブランデンブルク・プロイセン国家の礎を築いた人物として、つとに知られている。三十年戦争のさなかに治世を開始した彼は、戦後の荒廃きわまる国土を再建しつつ、高度な政治的手腕により東プロイセンの宗主権を手に入れた。また、一六七五年のフェーアベリンの戦いでは、当時のヨーロッパ最強国のひとつであったスウェーデンを敗退させて軍事的な名声をも手中にした。これらの偉業により、彼の治世のあいだにブランデンブルクは、神聖ローマ帝国内の一領邦国家でありながら、ヨーロッパ諸国家体系の一員として認められたのであった。

大選帝侯の歴史的な業績として、歴史家がとりわけ評価するのは、一八世紀になって完成されることになるプロイセン軍事・官僚国家が彼によって基礎づけられた、という点である。例えばO・ヒンツェは、次のように説いている。¹⁾

大選帝侯の治世当初、ブランデンブルク家の君主の下にある諸地域は、同じ君主をいただくにすぎない、半ば独立した諸領邦の寄せ集めであった。中核地域であるクールマルク、宗主権はいまだポーランドに属する東プロイセン、西部のクレーヴェなど、これらの各領邦は、それぞれが古くから保ってきた身分制的国制や教会制度、法体系を持っており、統一的な国家をなすと言うには程遠い状態にあった。各地域、とりわけルター派正統主義の地域で目指されたのは、外国との軋轢をできる限り避け、純粋な教義を守って安寧を保とうとする平和的な生活であり、現状の維持であった。しかし、三十年戦争を経験した大選帝侯は、これとは異なる新しい精神の体現者であった。すなわち「自分自身の足で立ち、自己の武力で福音を守ることのできる、力を築こうとする指向」の持ち主であった。この精神は、分権的な身分制や排他的な領邦教会といった、旧来の諸形態を打ち壊し、軍隊と君主とに立脚する大国を作り上げたのである。常備軍の創設は、この新しい精神が展開する出発点をなした。そのためには恒常的な租税がなくてはならない。農村にコントリブチオン、都市にアクチーゼが、新たな租税として導入されたが、これらは従来租税行政を担当してきた領邦等族に対する権利の侵害となり、課税承認権をめぐる各地で君主と等族との摩擦が生じた。大選帝侯は、その治世においてほぼ各地でこの問題を克服したのであった。さらに、軍隊の給養を任務とする監察官が彼によって設置され、後にはこの軍事監察官がプロイセンの官僚制を支えるひとつの大きな支柱となっていく。

このヒンツェの説明に見られるように、大選帝侯は、相互の連関性を欠く諸領邦を「一人の君主、ひとつの軍隊、ひとつの国家」へと、つまり全体国家 *Gesamtstaat* へと高め、さらにその国家に権力国家的性格を与えようとした、と考えられている。国制史家たちは大選帝侯のこの業績を高く評価しているからこそ、近代プロイセン国家のはじまりを大選帝侯に見い出したのである。

ところで、大選帝侯自身ははたして、どのような見通しの下に統治を行ったのだろうか。彼の統治観において、ブ

ランデンブルク・プロイセンの全体国家や権力国家はどれほど意識されていたのだろうか。このような問いに対しては、これまでのわが国の研究は、残念ながら教えるところが少ない。一般に「絶対君主」といわれる人物の自己認識については、ほとんど知られていないからである。²⁾ そのみならず、わが国では、大選帝侯の時代におけるブランドンブルク・プロイセン史の個別研究すら見当たらない状況である。それゆえ本稿では、大選帝侯が残した一六六七年の政治遺訓をもとにして、彼の自己認識について考察を試みてみたい。以下、本稿では、まず大選帝侯の政治遺訓に見られるいくつかの特徴を析出する。それに続いてハルトウングを中心にドイツにおける研究を参照しながら、先に触れた従来の歴史的評価と遺訓から見てとれる大選帝侯像とを比較検討しようと思う。

本論にはいる前に、史料としての政治遺訓の性格について、若干述べておきたい。政治遺訓とは、中世の君主鑑 *Fürstenspiegel* の流れを汲むもので、絶対主義時代の為政者が後継者に自らの経験を伝えるために書いた文書、として通例理解されている。想定されている読者は後継者ただひとりであり、公にすることを考えて書かれた文書ではない。つまり、政治遺訓は君侯家の極秘文書であり、為政者の自己認識を知るためには格好な史料なのである。政治遺訓には、正規の遺言のような法的拘束力がない。フリードリヒ大王も記しているように、むしろ遺訓は為政者自らの経験を伝えるために書かれたものであり、政治という大海の激動的な部分を知らせる水先案内なのであった。政治遺訓を最初に残したのは、カール五世であるといわれている。彼が一五四八年に書いた政治文書は、政治遺訓とは呼ばれなかったが、外交、内政、植民地政策についての覚書をその内容としていた。「政治遺訓」という表現をはじめて用いたのはリシュリューで、一六三九年に彼がルイ一三世のために書いた文書にこの名前が使われている。³⁾

近世におけるホーエンツォレルン家の政治遺訓は、大選帝侯に始まる。それ以後、絶対主義時代の歴代君主は皆、遺訓を書き残している。筆者の知る限りでは、これらの文書の真贋を問うた研究はないが、国立機密文書館 *Geheimes*

Staatsarchiv Preussischer Kulturbesitz に保管されている手稿が、君主自身の筆によるものとして確定されているようである。ここで検討する、大選帝侯の一六六七年五月一九日の遺訓がはじめて公開されたのは、L・V・ランケの『プロイセン史十二巻』¹⁾ においてである。この遺訓の読者として想定されているのは長子カール・エミール(一六五五—一六七四)で、のちに後継者となるフリードリヒではない。原文には表題がないが、一般にこれを「政治遺訓」と呼び慣わしているのは、ホーエンツォレルン家の政治遺訓をはじめ体系的にまとめたG・キュンツェルとM・ハースの史料集に収録された際に、この名で呼ばれたからである。なお、この遺訓が書かれた一六六七年という年には、ルイ一四世がフランドル帰属戦争を開始しており、ヨーロッパにおけるフランスのヘゲモニー政策が本格化してくる時期にあたっていた。また、ブランデンブルクプロイセンでは、この年に新税アクチーゼが都市に導入されている。

I 一六六七年の政治遺訓の諸特徴

それでは、大選帝侯の政治遺訓を具体的に検証してみよう。もとより、遺訓の内容すべてを扱うことはできないので、ここではこの遺訓に特徴的と思われる事柄を、①神授王権と宗派意識、②相続、③軍事・防衛政策、④東プロイセンの統治、⑤帝国との関係、の五点に限定して検討する。

① 神授王権と宗派意識

まず第一に指摘しておきたいのは、神授王権に立脚した統治観と強い宗派意識が見られることである。大選帝侯が遺訓の冒頭で触れるのは、君主の徳目である。彼にとって、誠実な君主の真の徳目とは、「その君主を創り給い、数多くの領国領民の主²⁾に、そして君主にし給うた神を心の底から畏れ、愛し、神の祝福の言葉を、自己の統治の全般および全生涯の指針とすること」であった。彼によれば、君主が統治する正当性は神にあり、君主は統治の責任を神に対

して負う。そのためには毎日欠かさず熱心に祈り、神の慈悲に感謝し、どんな些細な不正も犯してはならない。「君主は節度ある思慮深き生活を送り、委託された臣民のよき模範となるよう努力せねばならない」のである。

具体的な政策面では、ホーエンツォレルン家の宗派であるカルヴァン派の保護とその普及、またカトリックへの反感と新教の保護が全面的に打ち出されている。君主の徳目の次に述べられている宗教政策の部分では、カルヴァン派の教えが国内のすみずみにまで伝えられることを、その要点としている。さらに、ローマ教皇は「厚顔で冷酷無残」であるとされ、ブランデンブルクとポンメルンに再度カトリックが忍び込むことのないようにと、大選帝侯は注意を促している。このような宗派意識、および反カトリック意識は、単に宗教政策のみならず、国内行政や対外政策にも現れている。参議官の登用条件に際しては、できる限りカルヴァン派の人物を選抜するよう勧めているし、また、オランダとの関係では、友好関係を保つ第一の理由として、彼らがカルヴァン派を宗旨としていることを挙げているのである。

以上のことは、大選帝侯が伝統的な神授王権を、支配を正当化する根拠にしている、その統治が信仰と宗派意識によって、きわめて深く規定されていたことを示している。合理的な説明から支配を正当化したフリードリヒ大王とは、その違いがあまりに明瞭である。宗教についての言及がほぼ皆無であるフリードリヒ大王の政治遺訓^⑩に対して、大選帝侯のそれでは、冒頭のみならず要所所において言及されており、宗派抗争の余韻がまだまだ強く残っている一七世紀後半の時代状況を反映していると考えることができる。

② 相続

第二の特徴としては、相続の問題がある。この問題は、ブランデンブルク＝プロイセンの国家としての一体性を考えるにあたり、重要な意味を持つていると言えよう。さて、大選帝侯は政治遺訓の中で、近い将来ブランデンブルク

選帝侯国に帰属することになっているマクデブルク大司教区を含めて、「他のすべての地方をも選帝侯領から切り離してはならない」と述べている¹¹⁾。つまり、彼自身も「分割であろうが、別の名目であろうが、どんな時でも選帝侯国と分離させてはならない」と言明しているように、基本的には長子一括相続の立場を貫いているわけである。ただし、例外がある。ハルバーシュタット、およびラウエンブルクとビュトウの相続がそれである。政治遺訓執筆の三年前に、大選帝侯は次男フリードリヒ(後の初代プロイセン国王)にあてて遺産分配を記しているが、この中で、ハルバーシュタットはエーゲルンとともにフリードリヒに相続させることを明記している。また、ラウエンブルクとビュトウに関しては、遺訓においてはつきり、末息子ルートヴィヒに分け与えると述べている。これらの領地は規模としては大きくはないが、重要なのは、先の長子相続の原則にも関わらず、実質的な分割相続を示していることである。この点は、法律上の拘束力を持つ正規の遺言においても同様に規定されている。大選帝侯は治世を通じて遺言を七回ほど作成しているが、分割される領地は時期が下るにつれて大きくなっている。例えば一六八〇年の遺言ではルートヴィヒにミンデンが、後妻とのあいだに生まれた息子たちにはハルバーシュタットやラーフェンスベルクなどが相続されることになっている¹²⁾。

ここから分かるように、大選帝侯に強く意識されていたのは、一体性のある国家としてのブランデンブルク・プロイセンではない。ここに現れているのは、神寶秀夫氏が近世領邦国家の特質として指摘された「優越所有権」の観念である¹³⁾。後年の遺言では分割相続される版図が広がる一方で、外交権や租税徴収といった国家業務の根幹を長子に留保するなど、分割相続される地域を制御する傾向が強くなってゆくが、とはいえ相続という重大な分野において、大選帝侯が近代国家の原理とは異なる観念に立脚していたことは、やはり重視されなくてはならない。

③軍事・防衛政策

軍隊は、ブランデンブルク・プロイセンの軍事官僚国家の柱である。これについて大選帝侯は、政治遺訓の中で次のように述べている。

「諸邦の繁栄のみならず、国家全体の土台をなしているのが要塞であるから、是が非でもこのことだけはお前に命じておく。お前は各要塞を防護、改善、建設し、出来うる限りの力を尽くして、必要な措置を講じなくてはならない。これは、どれほどの犠牲を払ってでも遂行すべき事柄である。」¹⁴⁾

この文章から、大選帝侯が要塞を軍事・防衛政策の根幹とみなしていること、そして、その建設に並々ならぬ熱意を持っていることが分かる。要塞の建設は、彼によれば、ブランデンブルク家に属する諸邦と臣民の最善と安全のために絶対必要なのである。また遺訓の後段では、各要衝に配備されるべき守備兵の具体数が、平時、戦時に分けて都市別に列記されている。¹⁵⁾ これらの記述から指摘できるのは、遺訓に現れる大選帝侯の軍事政策の特徴は防衛にことさら重点をおいた政策であった、ということである。大選帝侯による常備軍の建設は、通例、スウェーデン・ポーランド戦争（一六五四—一六六〇）後に完了していたとされており、遺訓執筆の一六六七年段階ではもちろん存在しなかったわけではない。にもかかわらず、この遺訓の全編を通じて、常備軍はおろか「軍隊」Armee、Heerの語すら現れないことは、後代の君主たちに比べてはつきりと異なる点である。

もともと、軍事政策の部分においては、全体国家を指向する側面も明らかに存在している。遺訓において大選帝侯がブランデンブルク・プロイセン全体を指し示す場合、彼は「国家」Staatという言葉をほとんど使用せず、通常「諸邦」Landenと呼んでいるのだが、先に引用した文章では「国家全体」Eweres gantzen Staatsなる言葉が使われている。このことから、要塞建設という軍事政策の要は、個々の領邦が独立して行うのではなく、それらを束ねた統一的な視点から行われなければならない、と大選帝侯の意図が読みとれるように思われるのである。次に、要塞にお

ける命令権についての記述を指摘しておかねばならない。大選帝侯が力を込めて戒めるのは、地方総督に要塞の命令権を与えてはならないこと、地方政庁の参議たちによる要塞指揮官への指令を許可してはならないことである。つまり、命令権を持つのは君主だけとされているのである。以上のことから、政治遺訓に見られる大選帝侯の軍事政策は、全体国家的視点を持ち合わせながら防御を最重要視した、と結論づけることができよう。

④東プロイセンの統治

プロイセン公国(東プロイセン)は、一六六〇年のオリヴァの和約によつて、最終的にブランデンブルクの宗主権が確認された地域である。従つて、政治遺訓執筆の時点は宗主権の獲得からまだ十年と過ぎておらず、在地等族の力を抑えて君主の権力と威信を高めることが、大選帝侯にとつての焦眉の課題であつた。実際、他の地域に比べ、東プロイセンの統治に関しての言及がきわめて多いことは、この遺訓の際だつた特徴である。

この中で大選帝侯がとりわけ重視する事柄は、壊滅状態にある国庫の再建、および要塞建設を中心とした軍事・防衛政策である。前者については、具体的に実施すべきこととして、抵当に入っている御料地を買い戻し、そこに住む農民と荒廃した土地をふたたび譲渡してしまわないよう戒めている。「プロイセンには多くの御料地が存在するし、そこから多額の収入が得られる」がゆえに、御料地の買い戻しや没収の方法、さらに取り戻した御料地を管理する方法について、大選帝侯は実に細かくで入念な指示を与えている。さらに、「プロイセンにおいてお前が豊かになるかどうかは、とりわけ数多くの御料地を保持できるか否かにかかっている」との言葉が示すのは、大選帝侯にとつての国家財政は御料地収入に強く依存している、ということである。また、その国家財政は君主の家計とほとんど区別されていない点も重要である。この時点の東プロイセンではまだその実施に至っていないものの、その他の各地域で導入されていった新しい軍事税について、不思議なことに、彼は遺訓の中では何の言及もしていない。要するに、ここに現れ

ているのは、前代から引き続いている財政観であつて、国家全体を対象にしようとする「新しい精神」の方ではないのである。

軍事・防衛面についても、大選帝侯は細かな指示を与えている。まず第一に要塞に関しては、具体的な都市名を挙げて、既存の要塞はこれを万全の状態に仕上げることに、また戦略上の要地は新たに要塞化することが諭されている。⁽¹⁹⁾そして、先に軍隊の項目で見たのと同様に、要塞に派遣される指令官は君主のみに従属せねばならない、と命じる。第二には、実践では役に立たない民兵の義務の代替として、農民に納金を賦課することを提案している。そして第三に、東プロイセンにおける軍事の代表者である軍司令官職は、等族の影響下にあつてはならず、君主自身がその地位につくことが求められている。これらのことを大選帝侯は次のようにまとめているが、この文章から浮かび上がるのは、いまだにかなりの程度自立性を残した領邦と、これをできる限り抑制しようとする君主の姿である。

「数多くの要塞をプロイセンに建設し、お前にのみ従う者を要塞司令官に派遣し、さらに、ポーランドで勤務した経験もなく、俸給ももらつたことのない者たちを確保するがよい。そうすれば、プロイセン地域とその要塞はいつそう安定し、そしてより多くの尊敬と敬意がお前に集まる、という利が得られるだろう。そのことはさらに、お前の宗主権を今以上に確実にしてくれるのである。プロイセン人たちをいたわつてやらねばならないが、油断は禁物である。」⁽²⁰⁾

⑤ 帝国との関係

ブランデンブルク＝プロイセンの場合、フリードリヒ大王の時代にオーストリアと勢力を二分するだけの国家に成長してドイツ二元主義を実現したため、また特にわが国の研究では、統治構造および社会構造の方がより注目されてきたために、プロイセン絶対主義における帝国の問題は、ほとんど注意が払われてこなかったと言つても過言ではな

い。²¹だがプランデンブルク・プロイセンの国家形成を考えるにあたっては、国内の諸問題と同様に、帝国との関係も主要な要因として射程に入れなくてはならないであろう。

さて、政治遺訓中の以下の言葉には、大選帝侯の帝国に対する認識がよく現れているように思われる。

「よき同盟関係を、お前は「神聖」ローマ帝国の内部でも外部でも築かなければならない。というのも、そのような善き同盟は誰からも悪く思われぬし、また、ミュンスターとオスナブリュックの両条約によって同盟締結権が帝国等族に認められているからである。私が諸外国と締結してきた同盟は、年の終わりにつねに更新されねばならない。とりわけ、お前の諸邦に対して何らの野望を持たぬ国々や、隣接する国々との同盟の維持は重要である。帝国の首長たる皇帝とは、シュレージエンを介して隣接していることもあり、きわめて円満な同盟関係にあることを示しておく必要がある。ただし、その際お前は、とりもなおさず帝国、福音派、そしてお前自身の福利を十分に考慮して臨まねばならない。もし皇帝がこれに反して、帝国や福音派を没落させるようなことをしたり、ドイツの自由を奪いかねないようなことをした時には、一歩も彼に譲歩してはならない。」²²

ここには、大選帝侯が帝国を等族主導のもとに構成される組織としてとらえていること、また、ヴェストファーレン条約により帝国等族に認められた諸権利を彼が保守しようとしていることが見て取れるのである。例えば、「もし皇帝がこれに反して、帝国や福音派を没落させるようなことをしたり、ドイツの自由を奪いかねないようなことをした時には、一歩も彼に譲歩してはならない」との言葉から、皇帝と対置される等族の総体として帝国が認識されていることが分かる。さらに、同盟締結権や要塞建設など、ヴェストファーレン条約や帝国最終決定によって帝国諸侯に与えられた諸権利は、以前から保ってきたドイツの自由と併せて、「どのような理由があろうとも保持されねばならない」と、大選帝侯は述べている。たしかに、これらの新たな諸権利は領邦絶対主義を促進させるものであって、その担い

手たる大選帝侯がこうした諸権利を保持しようとするのは、利用価値のためである、と考えることもできよう。しかし、帝国に関する記述を見る限り、彼がもつぱらランデンブルク・プロイセンの国益追求のためだけに帝国国制をとらえていたとは考えにくい。すなわち、「帝国と皇帝に対しては、選帝侯のひとりとして敬意を払うことを忘れてはならないし、金印勅書や選帝侯会議、およびその優位に反する行為は絶対に避けるべきである。それどころか帝国に對しては、他国の王室以上に思いを馳せ、これまでの帝国の国制や伝統に反するような会議に加担してはならない」との言葉が端的に示しているように、大選帝侯には、帝国諸侯の一人として、等族中心に編成される帝国の法秩序に敬意を払いつつ、より積極的にこれを維持しようとする姿勢が随所に見られるのである。フリードリヒ大王は一七五二年の政治遺訓の中で、「プロイセン国王たるものは、空虚なタイトル「皇帝位」で身を飾るよりも、ひとつの州を征服することに力を注がなくてはならない」と述べたが、大選帝侯は、帝国の動向から距離をおいたこのような拡張主義とはおよそ異なる地平に立っていたと考えられるのである。

大選帝侯の政治遺訓では、帝国との諸関係が、帝国外の諸外国との外交政策よりも先だつて言及されており、さらに、後の軍人王やフリードリヒ大王に比べて帝国に関する記述の多いことも、ひとつの大きな特徴となっている。このように、大選帝侯が帝国を重視していたことは内容面のみならず、記述の形式からもうかがうことができる。

II 政治遺訓の歴史的評価をめぐって

大選帝侯の政治遺訓には、以上の検討から明らかなように、伝統的な諸観念を残す部分と、全体国家・権力国家への志向とが混在している。では、この二つの要素のうち、どちらに重点を置いて大選帝侯の政治遺訓を評価すべきであろうか。この点について、ドイツ史学においてホーエンツォレルン家の政治遺訓研究の基礎となっている、F・ハ

ルトウングの見解を一瞥しておきたい。彼は論文「ホーエンツォレルン家の政治遺訓」の中で、大選帝侯の遺訓の内容を概観した上で次のようにいう。

「領邦国家時代の諸観念はすべての局面において残存しているのだが、しかしこれらを越えて明確かつ決定的なのは、権力への指向である。…これがあるからこそ、選帝侯の政治遺訓は、領邦国家「の君主たち」の遺訓からひときわ際だっているものであり、国の内外において、ブランデンブルク・プロイセン国家の大いなる将来がもたらされることになったのである。この遺訓に見いだされるのは、実践上の絶対主義 Praktischer Absolutismus である。統治の理論はいまだ旧時代にあるものの、実践はそれを超越しているのである。」²⁶⁾

ここに見られるようにハルトウングは、遺訓に見られる二面的性格を適切に指摘してはいるものの、「実践上の絶対主義」という概念を打ち出して、大選帝侯の統治を、遺訓に見られる旧時代の理論と実際の統治との乖離、というかたちで特徴づけたのである。「実践上の絶対主義」という概念は、例えば G・エストライヒや P・バウムガルトの研究においても継承されており、大選帝侯の政治遺訓を解釈する際のキーワードとなっている。しかしここでは、大選帝侯の統治の実際まで検討できないため、この概念の有効性については保留せざるをえない。ただ、ここで問題にしたのは、ハルトウングが、一六、一七世紀のドイツ諸侯の遺訓と、大選帝侯をも含むホーエンツォレルン家の政治遺訓とを質的に異なるものと考えて、両者のちがいを「権力への指向」の存否、つまり対外政策上の自立と国内権力の確立を目指す意志に見いだしていることである。ハルトウングはこのような立場から、「同盟もよいにはよいが、より確かな足場にできる自分自身の強い力があれば、その方がもつとよい」との大選帝侯の言葉を非常に高く評価した。つまり、遺訓にみられる二面的性格のうち、彼はあくまでも、大選帝侯の権力国家を指向する側面を強調し、フリードリヒ大王にまで引き継がれる特徴をここに見ようとしたのである。

はたして、このような解釈は適切であろうか。先の検討から明らかなように、この解釈には少し無理がある、と言わざるをえないだろう。というのも、まず第一にハルトウングが読みとろうとする権力国家の指標は、遺訓を全体として見た場合やはり部分的であつて、それを主たるモチーフとはみなしがたい、と考えられるからである。ハルトウング自身が認めるように、対外政策においては宗派對立の要素が決定的であつて、さらに軍隊においても、大選帝侯が遺訓の中で重視するのはまずもつて防衛であり、要塞であつて、国内外で選帝侯の権力を増大させるための軍隊は記述されていないのである。このように、大選帝侯の自己認識において権力国家的側面がそれほど大きなウェイトを保持していないとすれば、やはりハルトウングのようなとらえ方は、再検討を要するのではなからうか。

また、大選帝侯の帝国観は、A・シントリングの主張する帝国システム論と関連するように思われる。¹⁴⁾三十年戦争後の帝国国制に独自の意味を見いだそうとするシントリングは、一六四八年以後の帝国を、当時の史料にいうところの「帝国システム」という概念で総括する。そのメルクマールは、フランスとスウェーデンが保証国となつて帝国がヨーロッパ化すること、そして、帝国内におけるあらゆる政治的諸関係の法 \parallel 権利化 *Verrechtlichung* が確立すること、の二点に求められている。帝国システムはとりわけ、大國から中小の帝國等族を保護し、諸宗派間の宗教平和を守るための法 \parallel 権利体系であつた。一六五一年に大選帝侯がプファルツ \parallel ノイブルク伯に対して武力介入し失敗したことや、東ポンメルンを占拠するスウェーデン守備隊の撤退が一六五三年に成功したこと、また永久帝國議会におけるブランデンブルクの活動などを論拠にシントリングが主張するのは、帝國、なかならず帝國法がブランデンブルク家の政治にとつてきわめて有用な支柱をなしたことであり、法 \parallel 権利体系としての帝國に対して、大選帝侯は忠誠心を抱いていたということである。シントリングによれば、大選帝侯も直接的にであれ間接的にであれ、帝國システムの発展に寄与したとされ、「ブランデンブルクは帝國システムのはたらきに左右されていた」とさえ述べている。¹⁵⁾

等族主導の帝国に対する大選帝侯のロイヤリティについては先に取り上げたので、ここではさらに、西部地域のカトリック信者に対する扱いについて若干触れておきたい。ヴェストファーレンの帝国宗派体制は、帝国法の上でカルヴァン派を他宗派と同等しただけでなく、西部諸邦におけるカトリックの法的地位を定めた。カトリックに露骨な敵対心を抱いている大選帝侯といえども、「今以上の譲歩をしてはならない」と後継者に警告をしてはいるが、カトリックの法的地位そのものに対しては、決して否定していない³³。ここには、ブランデンブルクの行動に対する帝国法の規制力が見てとれると同時に、大選帝侯がヴェストファーレン条約を基礎にした法Ⅱ権利体系、つまり、シントリングの言う帝国システムを意識していたことがうかがえるのである。

結語

大選帝侯の政治遺訓は、権力国家の側面に重点を置いて読まれるべきではなく、基本的にはむしろ彼以前の時代、つまりハルトウングのいう領邦国家の時代の延長線上にあると考えるべきではなからうか。たとえ権力国家的な要素が現れてきているとしても、それをことさら強調する解釈は一面的にすぎるであらう。重視されねばならないのは権力への指向ではなく、大選帝侯があらゆる局面において深く信仰と宗派に規定されていることや、分割相続を指示していること、さらに帝国システムを意識していたことや、要塞Ⅱ防御に力点をおいた軍事政策を展開していたことの方である。もとよりここで検討したのは、遺訓の書かれた一六六七年という特定の一点での大選帝侯の自己認識にすぎない。したがって、この結論がただちに彼の治世全般に妥当するということにはならないし、統治の実際との関わりも、今後の課題としなくてはならない。ただ少なくとも、大選帝侯の軍事的名声や全体国家の建設過程のみを強調するような見方、すなわち一八世紀の前史として大選帝侯をとらえる観点は、修正を余儀なくされるように思われ

る。従来、一般に大王の国家から演繹して大選帝侯の歴史的意義をとらえようとする傾向が強かったが、政治遺訓にみられた大選帝侯の自己認識を検討する限り、常備軍の建設や恒常的租税の導入、枢密参議会の改組など、国制史において注目される具体的な諸業績はほとんど彼の意識に上っていないことが分かるのである。たしかに、大選帝侯の自己認識は「権力国家への指向」の有無という点で、それ以前のドイツの諸侯たちとは一線を画すことになるかもしれない。しかしその意識はまだ萌芽の状態にとどまっているのであって、軍人王やフリードリヒ大王ほど確固としたものではないのである。⁽³⁴⁾ その意味で、政治遺訓から浮き上がる大選帝侯の自己認識は、「近代プロイセン権力国家」の発展史的シエーマから、大選帝侯を相対化する必要性を示唆しているように思われるのである。⁽³⁵⁾ こうした認識の上に、稿をあらためて、大選帝侯以降のホーエンツォレルン家の君主たちに見られる自己認識の変遷をたどり直してみたい。

【注】

- (1) O. Hintze, Geist und Epochen der preussischen Geschichte, in: *Hohenzollern Jahrbuch*, 7, 1903, wieder in: ders., *Regierung und Verwaltung*, Göttingen 1967. Ders., *Hohenzollern und ihr Werk*, Berlin 1915.
- (2) 為政者の自己認識を扱った研究としてわが国で知られているものには翻訳が多く、例えば、おもにルイ一四世の遺訓を論じたF・ハルトウング、「朕は国家なり」、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』、岩波書店、一九八二年や、リシュユールの遺訓について言及のあるG・エストライヒ、「近代的権力国家の理論家 ユストゥス・リプシウス」、阪口他訳『近代国家の覚醒』、創文社、一九九三年などがある。
- (3) リシュユールの政治遺訓は、今世紀に独仏両国で政治的プロバガンタの手段として利用されたことが知られている。vgl., H. Kluefing, Politische Testamente, in: J. Ziechmann (Hrsg.), *Panorama der fridericianischen Zeit*, Bremen

1985. リシユリユーに限らず、遺訓のとりわけ対外政策に関する箇所では、時には特定地域の征服をも示唆するほど露骨な国益追求が表現されることがあるため、遺訓の公開には政治的配慮を要した。また「でっち上げ」の政治遺訓が作成されて喧伝されることもあった。この好例はピョートル大帝の遺訓である。鳥山成人、「ピョートル大帝の『遺書』について」、『ロシア史研究』五二、一九九二年によれば、一七九七年に知られるようになったピョートルの政治遺訓は、一八七九年に偽文書として証明されたにもかかわらず、ナポレオン期から冷戦時代に至るまで、ロシアの脅威を伝えるプロパガンダとして各国で取り上げられてきたという。

(4) L. v. Ranke, *Zwölf Bücher preussischer Geschichte*, 5 Bde., Leipzig 1874.

(5) G. Kintzel und M. Hag (Hrsg.), *Die politischen Testamente der Hohenzollern nebst ergänzenden Aktenstücken*, Bd. 1, 2, Leipzig und Berlin 1911. キュンツェル・ハース版は、これまで政治遺訓を研究する時にはつねにスタンダードな史料集として利用されてきたが、この状況は、近年 R・ディートリヒによって一新された。彼は機密文書館にある手稿から再びおこし直すことよって、大選帝侯からフリードリヒ・ヴィルヘルム三世までの政治遺訓を編纂し、自らの解説を付して一九八六年に公刊した。R. Dietrich (Hrsg.), *Die politische Testamente der Hohenzollern*, Köln 1986. ホーエンツォルン家の政治遺訓に関する史料集としては、このディートリヒ版が現在の研究水準を代表しているといってもよいだろう。なお、大選帝侯の政治遺訓を収録している最近の史料集として、H. Duchardt (Hrsg.), *Politische Testamente und andere Quellen zum Fürstenthum der frühen Neuzeit*, Darmstadt 1987. が有名。

(6) Politisches Testament des Großen Kurfürsten. Cölln a.d. Spree 19. Mai 1667, (以下 PT と略記) in: Dietrich, *Die politische Testamente der Hohenzollern*, S. 180.

(7) Ebd., S. 182.

(8) 「登用すべき参議官が、まさにエトロクがモーゼに述べているような人物であるならば、私は迷うことなく、名を挙げてお前に推薦する。すなわち、まずもって神を畏れ、吝嗇家には心から憎悪しつつも口を閉ざすような人物であり、人生経験も豊富で、気質も誠実な、国家の業務に精通した改革派の人物である。この条件に合う人物を、お前は国の内外で懸命

- に探し出さねばならぬ。」Ebd., S. 185.
- (9) 「オランダとの関係で考慮せねばならないのは、まず第一に、彼らが改革派を宗旨としていることである。さらに、彼らもともと古くからの同盟国であること、加えて、彼らとはクレーヴェを介した隣国関係にあること、さらにまた彼らが海洋の強国であること、バルト海ならびに、お前の諸邦に属する港や海港において、彼らは商業上の利害を有すること、これらから考えて、隣国として出来る限りの誠実な友好関係を、オランダと保つことが必要なのである。」Ebd., S. 191.
- (10) フリードリヒ大王の一七五二年の遺訓では、司法、財政、政治（内政・外交）、軍隊という順で、また一七六八年のそれでは司法、財政、軍隊、政治（内政・外交）の順に構成されている。
- (11) PT., S. 192 f.
- (12) Dietrich, Einleitung, in: *Die politische Testamente der Hohenzollern*, S. 48. なお、正規の遺言は H. v. Caemmerer (Hrsg.), *Die Testamente der Kurfürsten von Brandenburg und der beiden ersten Könige von Preußen*, München und Leipzig 1915 に収録されている。
- (13) 優越所有権については、神寶秀夫、『近世ドイツ絶対主義の構造』、創文社、一九九四年、一三四頁以下を参照のこと。
- (14) PT., S. 193.
- (15) PT., S. 201 f.
- (16) C. Jany, *Der Anfang des stehendes Heeres in Brandenburg*, in: *Forschungen zur brandenburgischen und preussischen Geschichte*, Bd. 51, 1939, S. 180. 阪口修平、『プロイセン絶対王政の研究』、中央大学出版部、一九八八年、一九九頁。
- (17) PT., S. 202.
- (18) Ebd., S. 196 ff.
- (19) 既存の要塞としてはピラウ、メーメル要塞と、ケーニヒスベルクの内城 Zitadelle zu Königsberg を挙げ、国庫がいくらか回復し始めたならラビアウとヴェーラウを要塞化するよう命じている。Ebd., S. 198 f.

- (20) Ebd., S. 200.
- (21) もとより、近世の帝国に関するわが国の研究は、先駆的業績である村上淳一、「良き古き法」と帝国国制」、「法学協会雑誌」九〇巻一〇、一一号、九一卷二号、一九七三、七四年、同「国家の概念史における帝国と領邦」、吉岡・成瀬編「近代国家形成の諸問題」、木鐸社、一九七九年をはじめとして、すぐれた研究が発表されている。近年のものとしては山本文彦、「近世ドイツ国制史研究—皇帝・帝国クライス・諸侯」、北海道大学図書刊行会、一九九五年を挙げておく。
- (22) PT., S. 188.
- (23) Ebd., S. 190 f.
- (24) Friedrich der Große, Testament Politique, in: *Die politische Testamente der Hohenzollern*, S. 384.
- (25) 註で触れたように、遺訓はその性格上、政治的な危険を招く恐れがあったため、史料が完全な形で公開されて研究の対象となれるようにはならずと後で、今世紀初頭のことであった。近世ドイツ諸侯の政治遺訓が歴史史料として重要性を持つて評価されるようになったのは、F・ハルトゥングが第一次大戦直前に記した二つの論文「Der deutsche Territorialstat des 16. und 17. Jahrhunderts nach den fürstlichen Testamenten, in: *Deutsche Geschichtsblätter*, 13. Jg., 1912.」や Die politische Testamente der Hohenzollern, in: *Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte*, Bd. 25, 1913. を通じてであった。なお、ハルトゥング以前にも、ヒンツェの報告やM・ツリェンバウムの論文が大選帝侯の政治遺訓を扱っているが、論点においてハルトゥングと相違は見られる。O. Hintze, Das politische Testament des Großen Kurfürsten (Sitzungsbericht des Vereins für Geschichte Mark Brandenburg vom 10. Juni 1903), in: *Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte*, Bd. 16, 1903. M. Grünbaum, Drei Hohenzollern Testamente, in: *Preussische Jahrbücher*, 124, 1906.
- (26) F. Hartung, Die politische Testamente der Hohenzollern, in: O. Büsch und W. Neugebauer (Hrsg.), *Moderne Preussische Geschichte 1648-1947*, Berlin/New York 1981, S. 1488.
- (27) G. Oestreich, *Friedrich Wilhelm. Der Große Kurfürst (Persönlichkeit und Geschichte Bd. 65)*, Göttingen 1971.

- (28) P. Baumgart, Der Große Kurfürst. Staatsdenken und Staatsarbeit eines europäischen Dynasten, in: G. Heinrich (Hrsg.), *Ein sonderbares Licht in Deutschland (Zeitschrift für historische Forschung Beiheft 8)*, 1990.
- (29) 論文 *Der deutsche Territorialstaat des 16. und 17. Jahrhunderts nach den fürstlichen Testamenten* においてハルトゥングは、「政治遺訓」とは呼べない「諸侯の遺訓」、すなわち大選帝侯以降のホーエンツォレルン家以外の、「ドイツの領邦君主たちが残した遺訓を考察している。これらの諸侯の遺訓に共通するのは、彼によればまず第一に「政治の本質への省察が欠如」していることであり、対外政策における独立の指向、つまり「政治遺訓の背骨」がない」とされる。第二の共通点は、個性のなさである。諸侯の遺訓には、軍人王のそれに見られるような生き生きとした著者の個性がまるでなく、どれも陳腐で個別に取り上げるに値しない、という。この二つの基準から彼は、絶対主義時代のホーエンツォレルン家の「政治遺訓」と、それ以前の時代、つまり領邦国家時代の「諸侯の遺訓」とを区別して考えることを提起しているが、近年では「諸侯の遺訓」研究の側から、ハルトゥングの見解に対する批判が行われている。注目されるものとして、H. ドゥフハルトの研究を紹介しておく。彼は、ハルトゥングがプロイセンの政治遺訓をあくまで考察の中心とし、さらに政治を対外政策に限定する立場を批判する。そして、ハルトゥングが「諸侯の遺訓」として一括した文書は「憲法の代替」Verfassungäquivalentである」というテーゼを主張し、さらにホーエンツォレルンの政治遺訓と諸侯の遺訓を区別することには反対している。H. Duchaldt, *Das Politische Testament als 'Verfassungäquivalent'*, in: *Der Staat*, 25, 1986. 大國の君主の遺訓と領邦君主のそれとのあいだに、相違ではなく共通性を強調する彼の論点は、概ね受け入れられているようである。vgl. Kluefing, a. a. O., S. 500. 邦語文献では、千葉徳夫「絶対主義時代のドイツにおける小国の理念」、『法律論叢』(明大) 六四巻五・六号、一九九二年を参照のこと。
- (30) PT, S. 191.
- (31) 帝国に関するシンクロニクの研究は多数あるが、ここでは大選帝侯およびブランデンブルクを直接論じたものだけを挙げておく。A. Schindling, *Kurbrandenburg im System des Reiches während der zweiten Hälfte des 17. Jahrhunderts*, in: O. Hauser (Hrsg.), *Preußen, Europa und das Reich (Neue Forschungen zur Brandenburg-Preussischen Geschichte*

- Bd. 7), Köln und Wien 1987. Ders., Der Große Kurfürst und das Reich, in: G. Heinrich (Hrsg.), *Ein sonderbares Licht in Teutschland* (*Zeitschrift für historische Forschung* Beiheft 8), 1990. シントリンツ説の紹介と検討は、渋谷 聡「永久帝国議會をめぐる研究の現状」『西洋史学』一八二号、一九九六年を参照のこと。
- (32) Schindling, Kurbrandenburg im System des Reiches während der zweiten Hälfte des 17. Jahrhunderts, S. 45.
- (33) PT, S. 183.
- (34) 大選帝侯の自己認識における全体国家・権力国家的要素を過大評価しない傾向は、近年のドイツにおける研究にも見られる。例えばディートリヒは「[大選帝侯の遺訓の] 基調はまだ領邦国家時代のものであり、権力国家の思想はまだ明確には語られてはいない」と延々、大選帝侯の自己認識が過渡的なものであることを強調する。Dieterich, Einleitung, in: *Die politische Testamente der Hohenzollern*, S. 54. Ders., Die Anfänge des preußischen Staatsgedankens in den politischen Testamenten der Hohenzollern, in: *Neue Forschungen zur Brandenburg-Preußischen Geschichte*, Bd. 1, 1979, S. 6.
- (35) このような観点は、E・オプゲノールトやG・ハイムリヒの叙述にも多少も見られる。E. Oppenorth, *Friedrich Wilhelm. Der Große Kurfürst von Brandenburg. Eine politische Biographie*, 2 Bde, Göttingen 1971/78. G. Heinrich, *Geschichte Preußens. Staat und Dynastie*, Frankfurt a. M./Berlin/Wien 1981.

* 本稿は、日本西洋史学会第四七回大会で行った部会報告に加筆・修正を加えたものである。

(すずきただし・本学法学部専任講師)